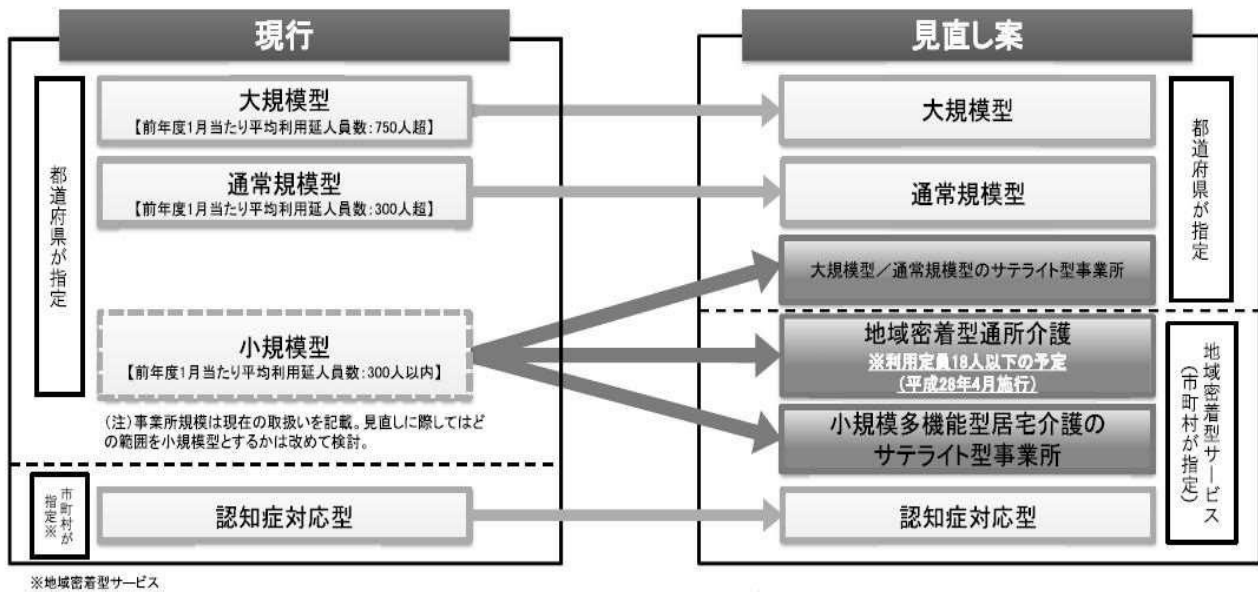


# 地域密着型通所介護について

小田原市福祉健康部高齢介護課

平成28年1月26日

## 1 地域密着型通所介護への移行について



### 事業所指定関係

項目	内容
移行対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 定員18人以下（通所介護）</li> <li>② 定員9人以下（療養通所介護）</li> </ul>
指定申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>① みなし指定のため、不要（平成28年3月31日までに指定を持つ事業所）</li> <li>② 指定有効期間は、通所介護の指定を受けた日から6年を経過した日</li> </ul>
みなし指定の指定辞退	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 神奈川県及び小田原市（他市町村被保険者の利用がある場合は、当該他市町村）に届出（廃止の場合は、別途廃止届を提出）</li> <li>② 介護サービスの通所介護（県指定）を行う事業者は、サテライト型事業所への移行又は利用定員を19人以上に変更し、神奈川県に届出</li> <li>③ 利用者が、同様のサービスを受けることができるよう、予め、利用者や居宅介護支援事業所等と調整</li> <li>④ 小田原市は、小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行に、公募選定が必要</li> </ul>
指定更新申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成28年3月31日までに指定満了（平成28年4月1日更新）する事業所は、神奈川県に指定更新申請</li> </ul>

項目	内容
	② 平成28年4月30日以降に指定満了（平成28年5月1日更新）する事業所は、小田原市に指定更新申請 ③ 平成28年4月30日以降に指定満了（平成28年5月1日更新）する事業所で、他市町村の被保険者がいる場合、当該市町村に指定更新申請

## 2 地域密着型サービス移行による変更点について

基準	項目	移行前	移行後
指定・届出	指定権者	神奈川県	小田原市
	指定申請、変更届の届出 指導・監査の実施機関	神奈川県	小田原市
	老人福祉法に関する届出	神奈川県	小田原市（既に神奈川県に提出済みの場合、小田原市への再提出不要）
	宿泊サービスに関する届出	神奈川県	小田原市（既に神奈川県に提出済みの場合、小田原市への再提出不要）
	事業所番号	変更なし	
運営基準	利用者	制限なし	原則、小田原市の被保険者（例外） ① 平成28年3月31日時点で利用していた他市町村の被保険者 ② 小田原市の同意及び利用者の保険者により指定された被保険者（※注）
	運営推進会議	規定なし	① 概ね6月に1回以上開催 ② 運営推進会議のメンバーは、利用者・利用者の家族・地域住民の代表者（自治会役員、民生委員、老人クラブの代表者等）、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員・当該サービスについて知見を有する者
	集団指導講習会	神奈川県	小田原市
	運営規程 「その他運営に関する重要事項」【市独自基準】	規定なし	「事故発生時の対応」、「従業者及び退職後の秘密保持」、「苦情・相談体制」を記載
	非常災害対策【市独自基準】	規定なし	① 避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない

基準	項目	移行前	移行後
			② 地域において避難、防災等の訓練が実施されるときは、その参加に努めなければならない ③ 非常災害時においては利用者等の状況を把握し、地域との連携のもと、その安全確保に努めなければならない
	記録の保存期間【市独自基準】	2年	5年
介護報酬	報酬単価	変更なし	
	処遇改善加算の届出先	変更なし	
人員基準	変更なし		
設備基準	変更なし		

※注 利用者の保険者の地域の通所介護において、定員に空きがない等の理由が必要です。

手続きを経ずに他市町村の被保険者を受け入れた場合、介護報酬の請求はできません。また、事業所指定の日付を遡ることができません。

### 3 移行までに行う準備について

(1) 事業所は、下記事項について平成28年3月31日までに完了させるようにしてください。

- ① 運営規程、重要事項説明書、契約書、料金表、定款及び登記事項に、地域密着型通所介護に関する記載を追加すること（神奈川県への届出は、従前と同じ提出項目を修正する場合のみ）。
- ② 地域密着型通所介護に移行すること、既に利用している他市町村の被保険者も引き続きサービスを利用できることについて、利用者に説明し、重要事項説明書を結びなおすこと。

(2) 事業所は、下記事項について、平成28年4月1日以降に完了させるようにしてください。

- ① 業務管理体制の届出先が変更となる場合は、遅延なく、神奈川県及び小田原市に変更届を提出（介護予防通所介護を行う事業所は、区分⑤に非該当）

区分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長